

品川区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱

制定 令和6年9月30日 要綱第357号

(設置)

第1条 品川区における精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため品川区地域精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者等への支援体制の課題の情報共有に関すること。
- (2) 地域における関係機関、関係団体との連絡および協力の確保に関すること。
- (3) 精神保健医療対策のあり方や体制の整備に関すること。
- (4) その他精神保健医療（福祉）対策に関し、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、または任命する委員で構成する。

- (1) 保健医療関係機関の医師、ソーシャルワーカー等
- (2) 福祉関係機関の職員
- (3) 患者本人・家族会を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 区職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、健康推進部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、個人情報その他の非公開とすべき情報がある会議においては、非公開とすることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置くものとし、部会長は会長の指名により選出する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

5 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康推進部荏原保健センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。